

## エコアクション21地域運営委員会 規程

「エコアクション21地域事務局 徳島県中小企業団体中央会」認証・登録制度実施要領1.2に規定するエコアクション21地域運営委員会（以下「地域運営委員会」という。）の所掌事務などは、次のとおりとする。

（所掌事務）

第1条 地域運営委員会は、次の事項を審議する。

- （1）「エコアクション21地域事務局 徳島県中小企業団体中央会」認証・登録制度実施要領
- （2）地域運営委員会規程
- （3）地域判定委員会規程
- （4）その他エコアクション21認証・登録制度の運営に関する重要事項

（構成及び委員の委嘱）

第2条 地域運営委員会は5名以上8名以内をもって構成し、委員は次に掲げる者などのうちから、徳島県中小企業団体中央会会長が委嘱する。

- （1）環境保全に関する学識者
- （2）環境保全関係団体、事業者関係団体などの有識者
- （3）行政機関
- （4）エコアクション21審査人（複数名）

（委員の任期）

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。再任は、この場合であっても原則として連続して10年を超えないものとする。

（委員長）

第4条 委員の互選により、委員長を選出する。

- 2 委員長は、委員会を統轄する。
- 3 委員長にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員長代理が、これを代行する。

（地域運営委員会の開催）

第5条 地域運営委員会は、徳島県中小企業団体中央会会長が召集し、委員長はその議長を務める。  
2 地域運営委員会は、年1回以上必要に応じて開催するものとする。

（会議の定足数及び議決数）

第6条 会議は、これを構成する委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事及び議決について、あらかじめ書面により意思を表示した者は、出席者とみなす。  
2 会議の決議は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（規程の改廃）

第7条 本規程は、地域運営委員会において、委員の2/3以上の賛成によって改廃できるものとする。

[附則] 平成20年8月18日 施行